

Q 保険・共済って、本当に必要なの？

A もし、あなたが事故を起こしたり、災害に遭ったりした場合、ケガの治療や事故の賠償責任などでお金が必要になることもあります。これを経済的損失と言います。そのような場合にも、あなたの金銭的負担を減らし、あなたや家族の生活を守るための備え、それが保険です。

保険には、国が国民のための制度として実施している社会保険(公的保険、強制保険)と、営利企業である保険会社が商品として提供している民間保険・共済(私的保険、任意保険)の2種類があります。

保険・共済の仕組みと考え方

◎貯金と保険・共済の違い

保険・共済はみんなで少しずつお金を出し合って、誰かが病気やケガになりお金が必要となったときに、積み立てたお金を利用できるように作られています。つまり、助け合いの精神から生まれたと言えます。病気やケガ、事故などはいつ起こるか分かりません。ですから、貯金のように、少しずつお金を貯めていくと、お金の準備が間に合わないことも考えられます。

保険・共済に加入すると、お金が貯まる前であっても、万が一の際にお金を受け取れるようになります。徐々にお金を貯める貯金と違い、保険・共済は加入したときから保障を受ける権利がありますので、保険・共済の方が即効性があると言えます。

即効性

貯金 < 保険・共済

社会保険の特徴と種類

◎必ず加入しなければならない「社会保険」

社会保険は、憲法に定められた権利を保障するための制度です。すべての国民が加入を義務付けられているため、強制保険とも呼ばれます。具体的には、健康保険、国民年金、厚生年金、共済年金などがあります。

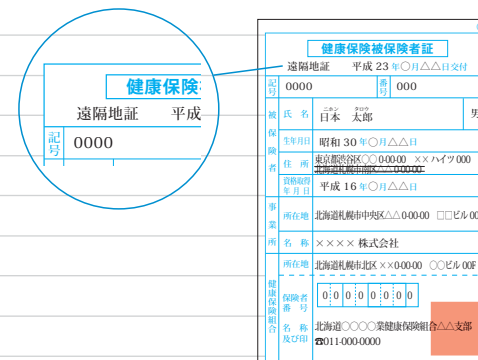
<健康保険>

健康保険とは、日常生活におけるケガや病気の治療に対し、その費用の7割を負担する社会保険の一種です。国民健康保険、健康保険組合(健保組合・共済組合)、全国健康保険協会(協会けんぽ)の3種類があり、必ず健康保険料を納付しなくてはなりません。

健康保険証を持っていないと、病院での治療費を全額負担することになりますので、特に親元から離れて暮らす場合は気をつけましょう。基本的には、1人1枚、健康保険証が発行されます。健康保険証が世帯ごとの場合には、「遠隔地被保険者証」を発行してもらおうと安心です。

また、学校によっては「学生健康保険互助組合」というものがあり、医療費の自己負担分を支払ってくれます。この場合、健康保険証と学生証が必要になります。病院や診療所で学生健康保険が使えるかどうか、確認をしてみましょう。

- 学生用被保険者証**：親が国民健康保険に加入している場合で、学生が親元を離れて暮らす際に、親元の住所地を管轄する国民健康保険組合が発行する保険証です。
- 遠隔地被保険者証**：健康保険証が1世帯に1枚支給される健康保険組合において、学生などが親元から離れた場所で暮らす際に、健康保険組合が発行する保険証です。



(イメージ)

<国民年金>

老後の生活を年金給付という形で保障するだけでなく、大ケガをして障がい者になったときや、万が一死亡したときも年金給付を保障するための社会保険です。学生の場合は、手続きをすれば、保険料の支払いを免除してもらい、社会に出てから納めるということも可能です。希望する場合は、市区町村役場での手続きを忘れないようにしましょう。

- 加入年齢：原則20歳以上60歳未満で、日本国内に住所のある人。
- 受給資格条件：65歳に達していること、受給資格期間が原則として25年以上あること。
- 支給金額：保険料納付済み期間が480ヵ月あれば年間792,100円(平成22年度分)。
- 学生納付特例制度：学生で本人の所得が一定以下の場合に、保険料の納付を猶予する制度。適用期間は、受給資格期間の25年には計算されますが、年金額には反映されません。10年以内であれば、さかのぼって保険料を納め、年金額に反映させることができます。
- 若年者納付猶予制度：30歳未満で、本人と配偶者の所得が一定以下の場合に、保険料の納付を猶予する制度。適用期間は、受給資格期間の25年には計算されますが、年金額には反映されません。10年以内であれば、さかのぼって保険料を納め、年金額に反映させることができます。
- その他の免除：本人と家族の所得が一定以下の場合、保険料の全額、4分の3、半額、4分の1を免除する制度。適用期間は、受給資格期間の25年には計算され、年金額は保険料の免除額に応じて反映されます。

<厚生年金>

主に会社員のための年金制度。保険料は、給与から天引きされます。

<共済年金>

公務員のための年金制度。掛け金は、給与から天引きされます。

<労働保険>

働いている間のケガや病気による治療費などを保障するための社会保険です。社会に出てからだけでなく、アルバイト中の事故なども保障の対象となります。保険料は、会社(雇用者)が支払います。

このように、国が実施する社会保険にも、いろいろな種類があります。すべての仕組みを覚える必要はありませんが、各種保険がどんなケースで使えるかを理解しておきましょう。



国民の義務
=必ず入らなければならない!!

民間保険・共済の特徴と種類

◎加入すれば安心をプラスできる「民間保険・共済」

国は、国民の病気やケガを、何でも守ってくれるわけではありません。最低限の保障はありますが、足りない分は自分たちで保険に加入する必要があります。民間保険は、社会保険では保障できない範囲をカバーするために作られています。自分の意思で加入するため、任意保険とも呼ばれます。

◎多彩な保障内容から選べる「民間保険・共済」

民間保険・共済は、その対象が何であるかによって分類でき、人に対する保険とモノに対する保険があります。人に対する保険は、病気や事故で亡くなった場合、入院や手術をした場合などに、保険金が受け取れます。一方、モノに対する保険は、家が壊れてしまったり、モノを壊してしまった場合に、保険金が受け取れるようになっています。



<生命保険・共済(第一分野)>

加入者本人が、万が一亡くなった場合、高度障害になった場合などに、保険金・給付金を受け取れる保険です。また、残された遺族の生活費の保障のために加入するケースもあります。定期保険、終身保険、個人年金保険などがあります。

< 学生生活でこんな保険加入を考えてみよう >

< 損害保険・共済(第二分野) >

損害保険とは、災害や事故など、偶然起きたことに対する損失を補償する保険で、自動車保険、火災保険、傷害保険、賠償責任保険などがあります。

●自動車保険・共済：自動車事故で他人の体や物に損害を負わせた場合などの賠償責任を補償する損害保険・共済。自分のケガの治療や車の修理をすることもできます。

自動車免許をとって間もない学生は、事故の確率が高いとされるので、運転をする人は強制加入の自賠責保険はもちろん、任意保険である自動車保険・共済にも加入しましょう。

事故は起こさない!
でも、もしもの
ときのために…

●火災保険・共済：火事によって建物や家具に損害を負った場合の修理費や取得費を補償する損害保険・共済です。

●傷害保険・共済：不慮の事故や災害によるケガ、後遺障害、死亡した場合に、保険金を受け取ることができる損害保険・共済。病気は補償の対象外となります。

■学生教育研究災害傷害保険：授業中、学校行事中、キャンパス内、課外活動中などの傷害事故が原因で、入院、後遺障害、死亡した場合などを補償する傷害保険です。掛け金の安さが特徴です。

●賠償責任保険・共済：日常生活で他人にケガを負わせたり、他人のモノを壊した場合の損害賠償を補償する損害保険・共済です。一人暮らしなどで部屋を借りる場合には、借家人賠償責任保険というものもあります。

■学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険：学生教育研究災害傷害保険に加入していることを条件に加入できます。国内外での授業、学校行事、通学中などに他人にケガを負わせたり、他人のモノを壊した場合の賠償責任を補償します。掛け金の安さが特徴です。

●旅行保険：旅行中の病気やケガ、持ち物の損害を補償する損害保険。国内旅行用と海外旅行用があります。

< 第三分野 >

第三分野の保険とは、病気や不慮の事故による入院や手術費用などを保障する保険で、医療保険やがん保険などがあります。

●医療保険・共済：病気やケガでの入院や手術を保障します。日帰り入院や入院後の通院を保障するタイプもあります。

ワンポイントアドバイス



民間保険を上手に活用することで、万が一の費用を保険でまかなうことができます。自分に必要な保険があれば、ぜひ社会保険にプラスしましょう。